改正後

（交付限度額及び交付期間）

第四条　対象道県が作成する一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の交付金の欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

交付金	金額	交付期間
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
十年以上の期間にわたって稼働が停止している原子力発電施設等（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）に係る地域振興計画（当該原子力発電施設等が設置された道県の知事を含む複数の地方公共団体の長その他関係者により構成される会議で決定された事業地域の将来の在り方に関する方針と整合的なものに限る。）に基づき交付する交付金	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、四十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、十億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して十会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

附　則

第一条・第二条　（略）

第三条　令和八年三月三十一日までに、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九の二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した場合は、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一・二　（略）

改正前

（交付限度額及び交付期間）

第四条　対象道県が作成する一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の交付金の欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

交付金	金額	交付期間
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
十年以上の期間にわたって稼働が停止している原子力発電施設等（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）に係る地域振興計画（当該原子力発電施設等が設置された道県の知事を含む複数の地方公共団体の長その他関係者により構成される会議で決定された事業地域の将来の在り方に関する方針と整合的なものに限る。）に基づき交付する交付金	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、二十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

附　則

第一条・第二条　（略）

第三条　令和八年三月三十一日までに、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した場合は、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一・二　（略）

（傍線部分は改正部分）